

東農治第 99号
平成19年5月31日



静岡県東部農林事務所長



熱海市伊豆山字赤井谷 ■■■■ 及び ■■■■ 番地における森林の
伐採等について

平成19年5月22日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第10条の2に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

- 1 標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。
- 2 土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成19年6月25日(月)までに提出してください。
- 3 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成19年6月25日(月)までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173